# 安保法制違憲国賠訴訟控訴審第1回期日報 告 集 会 プログラム

参議院議員会館 B103

2021年1月13日(水) 13:30~16:00

1 あいさつ 代理人弁護士 寺 井 一 弘

2 裁判の報告 代理人弁護士 福 田 護

代理人弁護士 古川(こがわ) 健三

代理人弁護士 伊藤 真

控 訴 人 菱 山 南帆子

控 訴 人 渡 辺 敦 雄

# ※これからの裁判

差止訴訟控訴審差異案 進行協議 3月19日(金)15:00 【825号法廷】 ※差止め訴訟原告及び代理人のみの参加となります。

差止訴訟控訴審裁判第1回期日 5月20日(木)14:00 【101号法廷】 国賠訴訟控訴審裁判第2回期日 月 日( ) 【101号法廷】

# <経過>

10:00~ 裁判所前アピール行動

11:00~ 第1回口頭弁論 101号法廷 開廷

13:30~ 報告集会 参議院議員会館 B103

15:00~ 原告集会

# 総論・違憲訴訟の意義 *控訴人ら訴訟代理人 弁護士 寺 井 一 弘*

私は国賠訴訟請求事件の控訴代理人の弁護士の寺井一 弘であります。

私は現在、弁護士51年を経過しようしている身ですが、北海道から沖縄までの全国各地で25の安保法制違憲訴訟が展開されている弁護団によって構成されている全国ネットワークの代表をつとめさせていただいております。この違憲訴訟はこれまで7つの裁判所において原告敗訴の判決を受けてきましたが、昨年10月1日の前橋地裁における判決には言葉にならないほどの大きな衝撃と戦慄を覚えさせられました。

それは裁判長自ら安保法制法の違憲性を争点整理した書面を作成して提示し、「宮崎礼壱元内閣法制局長官の話を出来るだけ時間をとって主尋問60分でお聞きしたい」と宣明して、東京新聞論説委員の半田滋氏と憲法学者の志田陽子氏の3人を全国で初めて採用して証人尋問を実現した裁判所であっただけに、「ぐんま弁護団」はもとより全国各地で安保法制違憲訴訟に携わっている多くの方々に、間違いなく「憲法判断に踏み込む」との期待を抱かせていましたが、これが完全に裏切られる結果となったからです。とりわけ宮崎氏が「新安保法制法は一見して明白な憲法違反」と歴史的な証言をしましたが、判決文の中ではそのことに一言も触れていない内容に対して、判決に立ち合っていた私は「ぐんま弁護団」の方々とともに唖然といたしました。

それは端的にわが国司法が戦争政策を強引に推し進める自民党政権に忖度してその役割を完全に放擲して崩壊させられようとしている姿を直視させられて驚愕したからに他なりません。

前橋判決がなにゆえに東京地裁判決のコピーのような 結果となったのか、それはいずれ明らかにされるかと思 いますが、これで私達は7つの裁判所で敗訴したことに なります。

その理由は共通して「平和的生存権は具体的権利ではない」「戦争が起きていない現段階では人格権の侵害は認められない」「憲法改正の発議がされていない以上、憲法改正・決定権の侵害はない」という紋切り型の無内容のものでありました。

裁判官の政治的無理解を露呈し、国民市民の戦争に対する不安や恐怖に陥っている気持に真正面から向かい合ったものでは全くありませんでした。

わが国の内閣も国会もそして司法もその機能を完全に 失い、民主主義の根幹である三権分立制度が絵に描いた 餅になっている実態を見せつけられております。 私ごとで恐縮ですが、私は3歳のとき満州で終戦を迎え、中国残留孤児となる一歩手前のところで亡き母が身体を張って長崎に連れ帰ってくれました。母の存在が私の原点であります。母と同じような思いで戦中戦後を必死で生きてこられた方も数多くおられることと思います。塗炭の苦しみを近隣諸国や日本の民衆に与えた戦争だけは絶対に許さない。それが安保法制違憲訴訟の原告7699人の共通した思いであり、代理人弁護士1685人の願いでもあります。私が安保法制違憲訴訟全国ネットワークの代表を続けているのは無念の死を遂げた母の遺言だと心得ています。

これまで言い渡された7つの判決の共通した特徴 は、実際に攻撃を受けて被害が生じるまでは危険性が ないのだから我慢しろという恐るべき感覚でありま す。実際に攻撃を受けたり、戦争が始まったら遅すぎ るので原告は声を上げているのに、その訴えに真正面 から向き合わず、あえて避けている。9条の意義や、 平和的生存権を個人の人権として規定した日本国憲法 の平和主義の構造をまったく理解していないものでし た。これまで日本は、我が国が武力攻撃を受けない限 り武力行使をしない、米国から要請があっても武力攻 撃には協力しないと、武力の行使について抑制的な姿 勢をとってきました。しかし、集団的自衛権の行使容 認の閣議決定、2015年の日米防衛指針(ガイドライ ン) 改定、安保法制成立によって、憲法9条という堤防、 防火壁が全面的に決壊し、歯止めがなくなってしまい ました。我が国を守るための武力行使ではなく、米軍 と一体になって攻撃することができ、世界のどこにで も出動して戦争ができる国になった。国柄が大きく変 えられてしまったのです。しかも、本来であれば必要 とされる憲法改正手続きなしで、主権者の意思を無視 して一部の為政者が勝手にやってしまったのでありま 日本は三権分立、立憲主義の国です。政治家 は憲法の枠の中でしか物事を決められない。それを踏 み外した場合、裁判所がしっかりと歯止めをかける。 それが国家のガバナンス(統治)のあり方です。最大 のコンプライアンス(法令遵守)は為政者が憲法を守 ることであり、政治が暴走した場合はブレーキをかけ るの が裁判所の役割です。そのために裁判官には違 憲審査権が与えられているのではないでしょうか。

裁判官は、法律の専門家ですが、軍事や安全保障の 専門家ではありません。だから私どもはそうした専門 家を証人に立ててきました。その証言を真摯に聴いて もらい、安保法制の違憲性とその危険性にしっかりと 向き合ってほしいと切望しています。 先の戦争では司法が戦争政策に加担し、大きな役割を果たしました。現在もまた司法が時の権力に忖度ないし迎合する時代に入ってきました。政権は人々が「忘却すること」、「諦めること」を期待しています。

沖縄・辺野古のテント村に「諦めた時が敗北である」 というスローガンが書かれていますが、まさにそれが 大切です。政府の暴挙を忘れず、諦めない闘いが必要 と思っています。

私は敬愛している京都大学名誉教授で憲法学者の佐 藤幸治先生とは長年にわたって親交をいただき、さま ざまなご指導を賜って参りましたが、最近お贈りくだ さった書籍において、「『力』への信仰に走った国々に よってあの第二次世界大戦という未曽有の悲劇が引き 起こされたことを決して忘れてはならない。」(「立憲 主義について」(放送大学叢書))、「憲法判断回避の準 則をどこまで厳格に考えなければならないかは一つの 問題である。この点を厳格に解する説もあるが、国民 の重要な基本的人権にかかわり、類似の事件が多発す るおそれがあり、しかも憲法上の争点が明確であると いうような事情の存する場合には、裁判所が憲法判断 をすることが是認されて然るべきものであろう。」(佐 藤幸治『憲法(第3版)』(青林書院))と諭され、高 らかに立憲主義、違憲審査権の大切さを説いてくだ さっています。

以上 私は、7つの裁判所での原告敗訴の判決を紹介し批判しました。しかし、全国的に見ると、まだ判決に至っていない各地の裁判所で、安保法制の違憲性や日本の平和にとって危険な実態に関わる人証調べが行われており、少なくない裁判官が憲法判断と原告の権利侵害の事実に真摯に向き合おうとする姿勢を示されています。多くの市民が裁判官に期待を寄せております。

控訴人ら申請の証人の採否について付言させていただきます。申請の証人4名は、新安保法制法の違憲性とその危険性を立証するために不可欠な証人であります。裁判所が新安保法制の違憲性とその立法行為の違法性を肯認する心証を既に形成されている場合は別として、そうでない場合において、この申請を全く採用しないということは、裁判所が新安保法制法について違憲審査をしないと決めていると同時に、控訴人ら主張の被侵害利益について国賠法上の保護に値しないと決めつけているからではないかと推定され、このように推定される裁判官の態度は「裁判の公正を妨げるべき事情がある」場合に該当することになるのではないかと考えております。

東京高等裁判所の裁判官各位におかれましては、イギリスの哲学者ジョンロックの「法が終わるところ、 暴政が始まる」という言葉に思いを致され、戦争の歴史を再び繰り返さないために日本国憲法が裁判官に与えた役割をしっかりと銘記して、わが国が誇る立憲主義と真の三権分立主義を堅持発展させるために最大限のご努力をされますことを切望して私の意見陳述を閉じさせていただきます。

# 原判決の判決としての基本的問題について *控訴人ら訴訟代理人 弁護士 福 田 護*

当職からは、原判決の、結論の是非以前の、判決を 書く裁判所としての基本的なあり方の問題、責任ない し役割の放棄について指摘します。

# 1 原判決は判決としての最低限の要件を欠いていること

司法の劣化、ここに極まれり。こんな裁判官に裁判をしてほしくない。——私が原判決を通読して直面したのは、信じがたいほどの判決の杜撰さを目の当たりにしたことによる、裁判所というものに対する深い失望感と脱力感でした。

控訴理由書(第3)で指摘したように、原判決は、 そもそも、審理・判断の対象である新安保法制法の基本的内容すら理解しておらず、法律の内容を誤解した まま原告らの主張の摘示も誤り、ひとりよがりの認定 判断を書き連ねています。

それは、字義どおり「やっつけ仕事」と評さざるを 得ず、判決の結論の是非以前の、もっと基本的な、判 決を書く裁判所、構成裁判官としての資質を根底から 疑わしめるものです。

控訴審裁判所は、かかる絶望的な原審判決のあり方を根本から見直し、司法というものに対する私たちの信頼を繋ぎ止めてほしい。そのために、証人尋問も含めて、本件の審理を一からやり直してほしい。そう、心から望むものです。

司法、裁判所の使命は、法の正当な適用を行って、社会の紛争を適正に解決することにあると考えます。

法の正当な適用を行うためには、まず、法を正確に理解することから始まるのはいうまでもありません。 法を正確に理解していないこと、しようとしないことは、裁判所として最も恥ずべきことであり、人を裁く資格はありません。また、法の正当な適用を行うためには、法の適用対象である当事者の主張を正確に把握 し、事実摘示を行わなければなりません。そうでなければ見当違いの判断になる。これは、司法研修所で最初に教わることです。

そして、紛争を適正に解決するためには、これらを 前提として、勝っても負けても納得性のある判断理由 が示されなければなりません。それが裁判所に託され た紛争解決機能というものです。説得力のない杜撰な 判決は紛争をこじらせるだけで、百害あるのみです。

#### 2 原判決の法律の誤解と主張事実摘示の誤り

原判決において、本来客観的な事実を正確に記述すべき「前提事実等」及び当事者の主張の摘示が、法律の誤解も含めて誤りだらけであることは、控訴理由書第3で指摘したとおりです。その記述は、余りにもお粗末であって、読むに堪えません。

なかでもひどい例を挙げれば、集団的自衛権の行使 と武器等防護をごちゃ混ぜにしていること、PKOに おける駆け付け警護と宿営地共同防護を混同している ことです。

原判決(14~15頁)は、新安保法制法の最も中核をなす集団的自衛権の行使についての原告の主張の摘示として、存立危機事態における防衛出動と武器等防護を一括りにし、これらが「他国に対する武力攻撃が発生した場合にまで、自衛隊を出動させて戦争をすることを認めるもの」だと記述していますが、原告らは「武器等防護」についてかかる誤った主張をしたことはありません。「武器等防護」は「他国に対する武力攻撃が発生した場合」の「自衛隊の出動」とは全く異なる、「武力攻撃に至らない侵害への対処」としての自衛官の武器使用の問題です。これは、新安保法制法体系の理解の初歩中の初歩です。

また原判決(12~13頁)は、「前提事実等」としての記述において、「駆け付け警護」の説明として、政府の「新任務付与に関する基本的な考え方」という文書(甲A64)を引用するに当たり、駆け付け警護の説明部分ではなく、宿営地共同防護の説明部分を引用するという、唖然とするしかない誤りを犯しています。

あるいはまた、原判決(21頁)の混乱を象徴的に 示す一文ですが、「我が国が集団的自衛権を行使すれ ば、戦争当事国となる危険性は飛躍的に高まり、事態 対処法などにおいて想定される存立危機事態とこれに 必然的に併存する武力攻撃予測事態、武力攻撃事態を 招く危険性は非常に高い」との原告の主張の摘示は、 支離滅裂というほかありません。集団的自衛権が行使 されれば、それは即ち我が国が戦争当事国になったということであり、「危険性が高まる」のではありません。「集団的自衛権の行使が存立危機事態を招く」などというのは意味不明で、集団的自衛権の行使は存立危機事態であることが前提です。また、存立危機事態と武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態は、法律の規定上、概念として明確に区別しようとされているのであって、「必然的に併存する」ものではありません。

私たちは、このように、まともに新安保法制法を理解しようとする姿勢すらなく、誤った法律の理解を恥ずかしげもなく披瀝し、自分が正しい判断者であるかのように振る舞う裁判官に、決して判決をされたくないし、される理由もありません。

#### 3 判決理由の非常識さ

次に、判決の判断理由は、合理的で説得力のあるものであることが要請されます。しかしここでも原判決は、非常識極まりない判断を示しています。

たとえば、原判決の「第3 当裁判所の判断」の中で内容的に中心をなすのは、原告らの人格権の侵害の有無に関する判断部分ですが、原判決(34頁)は次のように述べています。

「本件全証拠によっても、当審における口頭弁論終結時において、我が国が他国から武力行使の対象とされているものとは認められず、客観的な意味で、原告らの主張する戦争やテロ攻撃のおそれが切迫し、原告らの生命・身体の安全が侵害される具体的な危険が発生したものとは認め難い。」

ここで「武力の行使」とは、「国家の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいう」とされ、事実上の戦争を意味します(平成16年6月3日参議院イラク事態特別委員会・秋山内閣法制局長官答弁)。したがって、この原判決を平易に言い直せば、「現在まだ我が国が戦争になっていないから、原告らの生命・身体の具体的危険は発生していない」というものであり、「現に戦争にならなければ生命・身体の具体的危険は認められない」というものです。原判決は、同じ理由で原告らの「平穏に生活する権利」の侵害も否定しています。

本件において原告らは、集団的自衛権の行使容認を含む新安保法制法によって、日本が戦争に至る危険と機会が増大したことによる恐怖・不安を被害として主張しているのであり(訴状36頁)、そのことによって平穏な生活を脅かされ、人格権が侵害されていると主張しています。これに対し原判決は、実際に戦争が

起こり、生命・身体の具体的危険が生じなければ人格 権侵害は認めないとし、戦争になってから裁判所に救 済を求めよ、というに等しい非常識な理屈を振りかざ しているのです。

そして由々しきことは、本件と同様の安保法制違憲 訴訟においてこれまでに全国で言い渡された7つの判 決のほとんどが、この原判決と同様の非常識な理由付 けを踏襲し、繰り返していることです。どんな非常識 な判断でも、前例に倣っておけば無難であるという事 なかれ主義、裁判官が自分の頭で考えない無責任な態 度と言わざるを得ません。それは、良心に従い独立し てその職権を行い、憲法及び法律にのみ拘束されると いう、憲法96条3項が規定する裁判官のあり方を自 ら否定する司法の自殺としか見えません。

# 4 小括

以上のように、原判決、原審裁判所は、法律の正確な理解と当事者の主張の正確な理解という裁判の原点を踏み外し、事件に誠実に向き合おうとせず、全く説得力を欠く結論ありきの余りにも杜撰なものであって、司法への国民・市民そして法曹関係者の信頼を失墜させるものにほかなりません。

控訴審裁判所が、本件において、このような原判決 を戒め、独立不羈の良心に従った審理・判断をされる ことを、心から訴えたいと思います。

# 平和的生存権・人格権等の権利侵害を 否定したことの誤りについて <u>控訴人ら訴訟代理人 弁護士 古川 (こがわ) 健三</u>

当職からは、控訴理由書第3、第4の記載に基づき、 原判決が控訴人らの権利侵害を否定したことの不当性 について述べる。

### 第1 平和的生存権の否定について

原判決は、憲法前文の裁判規範性を否定し、「平和 とは、理念ないし目的としての抽象的概念であ」り、「これを確保する手段、方法は、常時変化する複雑な国際 情勢に応じて多岐多様にわたり、特定することができ ない」として平和的生存権の具体的権利性それ自体を 否定した。

しかし、このように憲法前文を憲法9条や他の人権 保障規定と分断して捉えて憲法前文の裁判規範性を否 定し、平和的生存権の具体的権利性を否定することは 憲法の解釈として明白な誤りである。憲法前文の「平 和のうちに生存する権利」が意味内容として戦争の放 乗等を定めた憲法 9 条と密接な関わりを持つことは、 通常の日本語の解釈を前提とすれば明らかである。憲 法は明確に「権利」の語を用いている以上、平和的生 存権の具体的権利性を検討するにあたっては、憲法前 文、9 条、13 条を一体的に捉え、憲法が全体として どのような権利ないし法的利益を保障しようとしてい るのかを把握するよう努めなければならない。

平和的生存権の権利性を認めた裁判例としては、2008年4月17日の名古屋高等裁判所判決が著名であるが、決してそれだけではない。2009年2月24日の岡山地方裁判所判決は、名古屋高裁判決からさらに踏み込んで「平和的生存権は、すべての基本的人権の基底的権利であり、憲法9条はその制度規定、憲法第3章の各条項はその個別人権規定とみることができ、規範的、機能的には、徴兵拒絶権、良心的兵役拒絶権、軍需労働拒絶権等の自由権的基本権として存在し、また、これが具体的に侵害された場合等においては、不法行為法における被侵害利益としての適格性があり、損害賠償請求ができることも認められるというべきである」と判示した。

原判決はこれらの前例が積み上げてきた憲法解釈を 後退させ、時計の針を逆回しした極めて不当なものと いう他ない。

今回提出した小林武教授の意見書は、「平和」の概念が抽象的概念である、とする原判決の論理について次のように批判している。

「ここで論じられているのは、「平和」一般ではなく、一国の憲法規範中の「平和」概念である。それは、前文および9条で具体化・特定化されたもので、戦争の放棄・戦力の不保持および交戦権の否認 (9条)が憲法上の「平和」の核心をなす。その概念内容は、余すところなく明瞭である。」また、平和的生存権を「理念ないし目的としての抽象的概念」であるとした百里基地判決は、私法上の行為の効力と憲法9条の関係について判示するものであって、憲法上の人権としての平和的生存権を否定する根拠にはならない。

前記の名古屋高裁判決や岡山地裁判決の当時と比べ、集団的自衛権の行使を可能とし、駆け付け警護、 米韓等防護活動を認めた新安保法制法のもと、日本が他国と交戦状態に入る可能性は飛躍的に高まり、平和的生存権が持つべき意義、役割はますます重要化している。このことは平和的生存権の権利性を検討する上で無視することはできない。またそれらの事情は平和的生存権と重なり合う人格権ないし平穏生活権の要保護性、侵害の程度を判断する上でも重大な要素であると言わなければならない。

#### 第2 人格権の否定について

1 原判決は、控訴人らが主張する、人格権、平穏生活権の権利利益の主張について、「口頭弁論終結時において、我が国が他国から武力行使の対象とされているものとは認められ」ない、として「具体的な危険性」を否定し、生命・身体の安全は脅かされていない、もしくは平穏生活権の侵害がないとした。

そして、原告らが主張している戦争やテロの恐怖・ 不安について、原判決は、受忍限度論を持ち出して「社 会通念上受忍すべき限度を超えたと評価されるには, 一定の特殊な地位にあること等によって通常の社会生 活の中では生じ得ないような深刻な不快感、焦燥感等 が生ずることが必要である」とした上で「「本件各行 為は、政策決定ないし立法行為そのものであって、我 が国の国民一般に及ぶものであり、戦争やテロ攻撃に 対する恐怖や不安といった感情は、本件各行為により 個別的, 具体的に特別の関係を有することにより生ず るというものとはいえない」として、原告らが感じて いる不安、精神的苦痛は受忍すべき限度を超えるもの でないとした。また、原告らが主張する、加害者とな ることによる良心の呵責や日本に対する平和国家とし ての信頼が損なわれたことによる精神的苦痛は、単な る「義憤・公憤」に過ぎないとして一蹴した。

2 原判決の論理によれば、「我が国が他国から武力 行使の対象とされている」場合、すなわち戦争が開始 されたか開始が確実な場合にしか、「戦争やテロ攻撃 のおそれが切迫し」たとはいえず、原告らはそういう 状況に至らなければ、生命・身体の危険に対して、ま たその危険に伴う恐怖や不安について、法的に保護さ れないということになる。

しかし、日本が他国から武力行使の対象とされ、あるいは現実のテロが発生してからでは、もはや手遅れである。戦争への歯車は、一度回り出したらもはや止めることができない。だからこそ、憲法9条は戦争放棄、戦力不保持を明記した。この憲法9条の戦争防止システムを破壊されたことに、控訴人らは戦争の危険を実感している。その危険の深刻さは、例えば、新任務を付与されて南スーダンに派遣された自衛隊が宿営地付近での政府軍と反政府軍の戦闘に遭遇し、一触即発の危機に晒されていたことなどによって、客観的に裏付けられている。原判決の論理では、裁判所が「具体的危険」を認めることができるのは、すでに戦争が始まっているかそれに極めて近い状態でなければならないが、戦時下で司法が正常に機能することが期待できないことは、過去に私たちが経験したはずである。

3 南スーダンで現実に駆け付け警護によって自衛隊 が戦闘に巻き込まれる現実の危険が発生していたこと について

原判決は、半田意見書が南スーダンで自衛隊が遭遇 した戦闘の実態を仔細に指摘して駆け付け警護の任務 の危険を指摘していることについて「南スーダンにお ける紛争は同国の国内問題とみるほかなく、その帰趨 により、我が国に対する武力行使を通じて、個別の原 告らの生命・身体の安全に具体的な危険が生ずるもの とは直ちに認め難い」とした。しかし、控訴人らは、 南スーダンでの政府軍と反政府軍の戦闘について、同 国の国内問題かどうかを論じたのではなく、駆け付け 警護の任務により自衛隊が武力行使に至る蓋然性が極 めて高いこと、またそのことによって日本は国際紛争 の紛争当事国となり得ることを指摘し、そのことが控 訴人らに客観的な裏付けのある恐怖・不安をもたらし ていることを主張したのである。他国の国内問題かど うかのみを論じる原判決の議論は全く的外れなもので ある。

今回、控訴審では、この点についての書証として、 実際に第10次南スーダン派遣施設隊に所属していた 元自衛官が実名で著した書籍「あの日、ジュバは戦場 だった」を証拠として追加提出する。

ここには、2016年7月に南スーダンで自衛隊が遭遇した戦闘の状況が、現実に現地で体験した者による生の記述として克明に描かれ、自衛隊員が銃声や爆発音の鳴り響く中、ヘルメットと防弾チョッキを着用して狭小なコンテナ内に退避していた様子がリアルに記されている。元自衛官の筆者はこの現実の体験をもとにして、ジュバでは政府軍が文民に対する加害者であったという事実から、日本が「駆け付け警護」として武器使用する相手方は「国又は国に準ずる組織」となった可能性が高く、そうなれば駆け付け警護のための武器使用が憲法の禁止する武力行使となり日本は紛争当事国となり得たことを指摘している(甲B99・191ページ以下)。

日本が紛争当事国となる蓋然性の高まりこそが、控 訴人らに深刻な恐怖・不安ないし精神的苦痛を与えて いるのである。

4 北朝鮮ミサイル問題と「敵基地攻撃能力」獲得の問題

原判決は、半田意見書に触れつつ、「米国と北朝鮮 との間の戦争等に係る現実の危険性を指摘する部分は ない」としている。

しかし、半田氏はこの点について、日本が北朝鮮と

米国との間の緊張が最大限に達していた 2017 年 5 月に、北朝鮮を軍事的に牽制する米軍空母に対する武器等防護活動を行なったことを指摘して、「「日本がアメリカと一緒になって軍事的に対立する当事者として明確に立ち現れたことを意味する。日本は、米艦の武器等防護を発動することによって、アメリカと北朝鮮の対立関係の一方当事者として自らを明確に位置づけたのである」と指摘している。

このことが控訴人らの恐怖・不安ないし精神的苦痛 の重要な根拠の一つである。それは現在も政府が「敵 基地攻撃能力獲得」の議論を推し進めていることによ り一層深刻化している。2020年12月18日の閣議決 定は「脅威圏の外からの対処を行うためのスタンド・ オフ防衛能力の強化」を明記しているが、同年12月 29日付の産経新聞の報道によれば、政府は射程が 2000キロの新対艦誘導弾の研究開発を進めている 他、12式地対艦誘導弾の射程1500キロへの延伸 を計画しており、これらの長射程ミサイルを南西諸島 に配備した場合、平壌や北京を射程に収めるというの である。新安保法制法による日米の軍事的一体化のも と、日本が平壌や北京すらも射程内に収めるミサイル を配備しようとしていることは、日本列島が米国のた めの軍事基地化することを意味し、被控訴人らに大き な脅威を与えている。

控訴審では、控訴人らが申請している証人の生の証 言を直接見聞きした上で、慎重な判断をされることを 切望する。

# 違憲判断の回避について *控訴人ら訴訟代理人 弁護士 伊 藤 真*

#### 1 小林武教授の指摘を受けて

原判決は、原審において原告・被告の間で最重要争点になっていたにも拘わらず、新安保法制法に関する憲法判断自体を一切行いませんでした。この点に関して、小林武教授は2020年12月28日付け意見書の冒頭で、次のように述べています。

「第1審(すべて地裁)で判決に至ったのは、25件のうち、4分の1強の7つを数えるが、その7判決は、奇妙な――司法の独立の観点からすればそのようにいわざるをえないのであるが――共通性を蔵している。それは何より、新安保法制法を違憲とする判断を、判決理由中でさえおこなわなかったのはもとより、憲法判断に入ること自体を徹頭徹尾回避し、その手法として、原告主張の権利侵害の不存在、ないし侵害は存在してもその具体性がないことに理由を求めたことであ

る。しかも、各判決でこうした論理が説かれるとき、 その語り口まで酷似しているものがあって、そのよう にさせる同調圧力というべきものがはたらいていはし ないかと案じられる。」(2頁)

このように憲法研究者から評されるような判決に裁判官として署名することに、裁判官の良心、職業倫理に照らして一点の曇りもなかったのでしょうか。原審裁判官が、仮に最高裁から高く評価されると考えての行動であるとしたらそれは余りにも愚かなことです。裁判官は最高裁から評価されるために仕事をするのではありません。主権者たる国民から雇われた国民全体の奉仕者であり、憲法尊重擁護義務を負う公務員としてその職務を全うしなければならない立場にあるはずだからです。

ここで私は、裁判所が違憲判断に踏み込まなかった 点について、裁判官に勇気がないとか、憲法尊重擁護 義務違反だと声高に叫んで論難するつもりはありませ ん。もちろん代理人として原審において裁判所に理解 してもらえるよう主張を尽くしましたし、証人尋問の 必要性も必死で訴えたつもりでしたが、原審裁判官に は伝わりませんでした。もっと裁判官に伝わるような 主張立証を工夫すべきだったのかもしれません。

ただ、憲法を勉強し司法試験に合格している裁判官であれば、当然に違憲審査権の意義も理解し、私権保障のみならず、憲法保障機能も重要であることはわかっていると考えていたことは確かです。また、司法権の独立の重要性も理解し、裁判官の職責も認識しているであろうと信じて疑いませんでした。しかし原審裁判官はそうではありませんでした。そもそも新安保法制法そのものについての基本的な理解に欠けており、さらに軍事など自分の専門外の知見についての謙虚さもなく、裁判官としての職責を自覚することもなかったといわざるを得ません。

#### 2 違憲判断を避ける理由について

なぜ、原審のように憲法判断に一切踏み込まず、その理由もとって付けたようなものでごまかそうとしたのだろうかと考えてみました。

基本的な違憲審査権の意義や裁判所の職責を理解していなかったのか。それとも理解はしていたが、何らかの理由によってあえて判断を避けたのか、そのいずれかであろうと考えます。そして、もしあえて憲法判断を避けたのであれば、その理由があるはずです。

まず、原告ら個人には権利侵害がないから憲法判断 に踏み込む必要がなかったという理屈は筋が通りませ ん。なぜなら、今日の最高裁は、平成27年再婚禁止 期間違憲判決(平成27年12月16日)のように権利侵害がなくても違憲判断を先行させることがありますし、この事件に関する加本牧子調査官による最高裁調査官解説においても、合憲または違憲の判断を明示的に示す必要性が、当該憲法問題の重要性・社会的影響等を考慮した上で認められる場合には、裁判所は憲法判断を示すべきであると指摘しているからです。

とすると、本件の新安保法制法に関しては、当該憲法問題の重要性・社会的影響等を考慮した上で憲法判断に踏み込む必要性がないと裁判所として考えたということなのでしょうか。もしそうであるならば、これだけ原告らが新安保法制法の違憲性について主張・立証し、この問題の重要性・社会的影響を訴えてきたのですから、この問題は重要ではないという裁判所の判断を理由と共に明示すべきでありましょう。

なお、付随的違憲審査制が憲法判断を避ける理由にならないことは、訴訟の適法性の要件と憲法判断の必要性の問題は論理的に連関しないことを理解していれば明らかなことです。あえて、付随的違憲審査制のみを憲法判断回避の理由にするというような司法試験受験生ですらやらないような過ちを犯すとしたならば、そこには、別の理由の存在を推測せざるをえません。すなわち、本音では憲法問題について判断することはできると理解していたけれども、何らかの大人の事情によって判断に踏み込めなかったという推測です。

では、憲法判断をあえて避けた理由は何なのでしょうか。端的に言えば、本件訴訟で憲法判断に入るとすれば、まともな法律家であるならば違憲判断をせざるを得ないから、どうしても違憲判断自体を避けたかったということなのだと思われます。とすると、さらに、なぜこの問題で違憲判断を避けたかったのかという疑問が湧いてきます。

本件のような国家安全保障に関わる問題、しかも既にこの新安保法制法に基づいて違憲の事実が着実に積み上げられてしまっている状況において、裁判所が新安保法制法を違憲と断じることに、相当な負担を感じていたのかもしれません。その負担を感じる理由として、まず考えられるものは、裁判所が安全保障問題のような重要な国策に介入することは裁判所の職務を超えるので判断すべきではないという思い込みです。しかし、本件訴訟においてこの考えは間違っています。原審から一貫して原告らが裁判所に求めているのは、日本の安全保障政策に関する当否の判断ではないからです。

安全保障政策に関する国民の意思は多様です。具体

的な安全保障政策の実現や外交交渉の内容などは政治 部門の判断に委ねられているとしても、内閣、国会が 最低限遵守しなければならない基本的な枠組みは憲法 によって規定されているのですから、これを無視する ことはできません。本件訴訟において原告らは、そう した国会、内閣が最低限遵守しなければならない基本 的な憲法の枠組みを逸脱している点だけを問題として いるのです。具体的な安全保障政策の当不当の判断で はなく、こうした基本的な枠組みを逸脱した立法か否 かの判断はあくまでも法律問題なのですから、その判 断は裁判所において可能であり、その判断をすること こそが司法の役割であるはずです。

それにも拘わらず、この問題を政治の場で解決すべき問題であるとして、政治部門の行為が憲法の枠組みを逸脱しているか否かの判断をすることすら放棄してしまったのでは、政治部門と異なる理性の府としての司法権の存在意義が完全に失われてしまいます。裁判所は単に政治部門に追随するだけの権力に成り下がり、憲法が裁判所に違憲審査権を付与した意味が失われるのみならず、政治部門と司法部門の役割分担という権力分立の基本構造も破壊してしまいます。これでは司法の自己否定です。そしてそれは同時に、戦前の大日本帝国憲法と異なり司法権の独立を保障した上で裁判所に違憲審査権を付与して、徹底した法の支配を採用した日本国憲法の否定でもあるのです。

次に、裁判所は非民主的機関であるから、民主的機関である国会の判断を尊重すべきだということは本件で憲法判断を避ける理由になるでしょうか。一般論として、裁判所は主権者の多数意見を直接反映する機関ではないという意味で非民主的性格を持つことが司法消極主義の理由として挙げられることはあります。しかし、この指摘は本件においては2つの点で明確な誤りです。第1に適切な民主的手続を経て得られた結論については裁判所が政治部門の判断を尊重する一応の理由がありますが、今回はそうではありませんでした。国会の多数派が十分な審議も経ずに裁決を強行して成立したとされる法律なのです。

第2に、裁判所が違憲判決を下すことは、最終的に は主権者たる国民の意思を問うことになるからです。

新安保法制法は、裁判所の違憲判決が出たからといって当然に廃止されるわけではありません。裁判所の違憲判決を受けて、国会としてこの法律を廃止するか、それともどうしても集団的自衛権行使を認める新安保法制法の内容を実現すべきだと考えるのであれば、国会は憲法改正の国民投票による主権者の判断に

委ねるかを選択することになります。制憲権者たる国 民の意思を問う憲法改正手続そのものを忌避する政治 的理由はともかくとして、理論的理由はありません。 このように本件における違憲判決は、極めて民主的な 国民の最終判断を指向したものなのであり、裁判所は 自らの違憲判決が非民主的であるとのそしりを受ける ことなど心配する必要はないのです。

では、もう少し現実的な理由はどうでしょうか。たとえば、ここで違憲判断することによって、政治部門から何らかの圧力を受け、予算、人事の面で裁判所に対する不当な政治的介入を招くことになるから、ここでは裁判所は波風を立てずに大人しくしているべきだと考えたという推測です。しかし、このような理由で違憲判断を避けてしまったのでは、そもそも権力分立は成り立ちません。裁判所にあえて違憲審査権を与えた憲法はそのような弱気の裁判所を想定していませんし、それでは立憲主義による国家統治そのものの否定となりましょう。裁判所自体が戦前のような独立性を否定された二流官庁に成り下がることを受け入れているとは到底思えません。

では裁判所内部からの圧力を懸念して違憲判断を避 けたのでしょうか。最高裁からの有形、無形の内部的 圧力を避けたいという思いがあったのではないかとい うことです。こうした圧力が実際には存在していなく ても、存在するかの懸念を生じさせれば、十分な忖度 の根拠になるものです。ですが、これは最高裁から認 められて出世したいという願望の故の行動であり、人 間らしい振る舞いとしては非難できないところもあり ますが、職業裁判官としては強く批判されなければな りません。裁判官は、憲法76条3項の存在を知った 上で、裁判官はその職権において対外的にも対内的に も独立した存在であること、独立を揺るがすようなも のに対しては、徹底して抗う責任がある仕事であるこ とを承知の上で、裁判官に任官しているはずだからで す。違憲判決を書かねばならない場面に遭遇して今更、 自己保身に走るようでは、雇い主である主権者への背 信行為と言わざるをえません。表向きは、原告らには 権利侵害がないと言いながら、その実は憲法判断に踏 み込みたくないという本音があるとしたならば、それ は余りにも姑息な態度であり、真のエリートであるべ き裁判官への信頼を地に落とすものです。

現在の日本はコロナ対策に右往左往するばかりの政治に振り回されています。ここで政権批判をする気は 毛頭ありません。ただ、今の日本の政治に求められて いるものは、徹底した透明性と説明責任ではないで しょうか。これまでの政治部門によるコロナ対策の過程を見ても、権力を行使する者の透明性への意識と説明責任の重大性を切実に感じます。そしてこの透明性と説明責任は、何も政治部門のみに求められるものではなく、司法にも強く要求されるものだといえます。違憲審査権という政治部門に対峙する強い権力を国民から託された裁判官にはそれを行使することの説明と行使しないことの説明が求められます。職権は行使するときも行使しないときも責任を伴いますし、その理由の説明が必要となるものだからです。

大谷直人最高裁長官が2020年1月の新任判事補への辞令交付式において、「当事者双方の主張が真っ向から対立する事件では「どのような判決を書いても「不当だ」との非難は免れない」とした上で、「なぜ敗訴した側の主張を採用できないか、判決の中できちんと整理して示すことが必要だと説いた」と報道されました(共同通信2020/1/16)。その趣旨は裁判所も説明責任を果たすべきだということにあると理解しました。

#### 3 最後に

私たちは同じ法律家として裁判官と建設的な対話をしたいと考えています。この法廷の裁判官も同様に戦争する国をめざしたいわけではないと信じていますし、憲法をないがしろにしてよいと考えているはずもないと確信しています。憲法を学んだ同じ法律家として、憲法、平和、人権、民主主義に関して同一の方向を向いているはずです。そうであるならば、日本という国を間違った方向に進めないために、憲法を学んだものとしての責任があるはずです。法律家としての責任があるはずです。私たち代理人は裁判官と共にそれを果たしたいだけなのです。

この国を正しい方向に向かわせるための手段として、司法権は有効であるということについて議論したいと考えています。違うというのであれば、理由を示してもらい、さらに議論を深めたいだけなのです。戦争そのものへの危機感の温度差、戦争のリアルを想像できる力がどれほどあるか、それは人それぞれでしょうし、私も戦後生まれの戦争を知らない世代ですから、大きなことはいえません。ですが、それでも司法による憲法価値の擁護という裁判所の使命については、諦めたくないのです。

裁判官は本当にすばらしい仕事だと思っています。 何者にも左右されず、自らの判断で、人権を擁護し、 憲法価値を護ることができる。こんな職業は他にあり ません。その崇高な職業に就き、その特権を行使できる唯一のプロフェッショナルなのですから、裁判官には与えられた権力を「正しく行使」してほしいと心から願っています。

この訴訟においても、裁判所は憲法保障の重大な役割を担う者として、真摯に考え抜き、悩み苦悩を重ねて、その職責に適う結論を導いていただきたいのです。その真剣な思考の跡が見られ、苦悩がにじむような、原告らが納得できる丁寧な理由が示された判決を書くことこそ裁判所の職責なのであり、けっして政治部門に付度して安易に憲法判断を避けることではありません。裁判所のそうした真摯な姿勢が司法への国民・市民の信頼をつなぎ止める唯一の方法だと考えます。

# 控訴人 菱山 南帆子

私がこの裁判の原告となったのは、安保法制によってこの国が戦争をする国になってしまったことに、怒りと悲しみとたまらない焦りを感じ、裁判所にこれを回復してもらいたいと思ったからです。

戦争のことを考えるようになったのは小学校のときでした。学芸会で戦争で子どもを亡くした親がお地蔵さんに遺品のランドセルを背負わせる劇をやりました。防空頭巾とモンペを縫ってくれていた祖母が、不意に「南帆子や孫達に二度と戦争を体験させたくない、防空頭巾なんて二度とかぶらせたくない」とモンペに顔をうずめて泣いた姿を見たときに、戦争は大好きなおばあちゃんがこんなに悲しむ大変なものなんだ、と戦争のことを自分のこととして考えるようになりました。それからは、空爆の下の子どもたちの映像をみても自分を重ねて見るようになりました。

やがて、私は憲法9条を変えようとする政府の動き に反対する運動に取り組むようになりました。

2014年から、安保法制法案は、自衛隊が武器を持って海外に出ていく集団的自衛権を認め、日本を戦争に巻き込むもので、憲法9条を破壊するものだと、私は大勢の仲間たちと国会前や町中で「安保法制反対!」「憲法違反!」のコールを上げ、反対の意見を訴え続けました。多くの憲法学者や弁護士をはじめ、元裁判官、元内閣法制局長官らも安保法制を違憲だと声を上げ、国会前でも大勢がマイクを握っていました。連日国会前が反対の人で埋め尽くされ、世論調査で反対の声が増えていきました。しかし、2015年9月19日、深夜の雨の中、国会内に届くほどの市民の反対の声にもかかわらず、安保法制は強行採決されてしまいました。

憲法 9 条を変えるような法律なのに十分な審議も尽くされず、憲法改正の手続きも行わずに、国会で決められたのです。私たちは主権者としての権利を踏みにじられました。

その後、国は安保法制の実践化に踏み込み、自衛隊の南スーダンへの派遣、オスプレイ、イージスアショア、最新鋭戦闘機 F35 等の大量購入、巡洋艦「いずも」の事実上の空母化、さらには、石垣島、宮古島などの琉球弧の島々での自衛隊の進駐など急速に軍事大国化が進められてきました。「武力に訴えない」「武力を手段にした国際秩序作りはしない」と言う憲法の理念とは真逆な既成事実が次々と積み上げられていきました。

安保法制による国の変貌は、海外からの「戦争をしない国」という日本への信頼を失わせていきます。そして、アメリカのように憎まれる国になってテロのターゲットにもされてしまいます。私は早くこの危険な事実を食い止めなければと今も必死で訴え続けています。憲法9条通りの国に戻さなければならないのです。

折しも、世界は新型コロナウイルスの感染拡大によって、おおびただしい人の命や健康が害されています。こんな世界的な危機に対して、莫大な費用をかけている軍備は何の役に立っているのでしょう。逆に、軍備を持って戦うことで、戦争に巻き込まれ、おびただしい人の命や健康が害されるようになるのです。命の問題を前にして、こんなに矛盾したことがあるでしょうか。

私は障害者施設で働いていますが、毎日出会う利用者さんたちは、戦争になれば真っ先に切り捨てられます。そうでなくても軍備にもっとお金がかかれば、支援はどんどん減らされていきます。そして、戦争をしてもいい国になるということは人を殺すことも認める国になることです。目に見えないところで人の心の壁が壊されていきます。津久井やまゆり園のような事件がまた起こり、それに共感するような声が上がるのではないか。障がいのある方たちと日々暮らす私は、社会の空気が殺伐としていくことを直に感じます。恐ろしいです。

安保法制はこんなふうに社会を変えてしまっている のです。

私は、裁判所に期待しました。私たちがあれほど反対の声を上げたのに、安保法制は強行に成立させられ、私は民主制を踏みにじった政府や国会に失望しました。これを救済できるのは憲法の番人である裁判所しかない、そう信じてこの裁判の原告になったのです。

ところが一審の裁判所は、あれほど多くの憲法学者 たちが違憲だといった安保法制について、憲法判断さ えしませんでした。なぜ判断しないのか、納得できる 説明もしてくれませんでした。そして、一審裁判所が 言ったことは、「まだ攻められていないから原告らに 被害はない」ということでした。攻められて血を流す まで裁判所は私たちを守ってくれないのですか。

安保法制ができて5年、自衛隊は危険な所に出かけ、 この国は戦争に巻き込まれるギリギリの所にいます。 私たちの安全や平和はあっという間に破壊されそうな ところに来ています。この危険な現実を裁判所はわ かっていますか。

憲法は権力を縛るものです。裁判所は憲法にしたがって、違憲の法律を違憲だと判断し、私たちを守って下さい。

## 控訴人 渡 辺 敦 雄

本日は意見陳述の機会をいただき、誠にありがとう ございます。控訴審の審理開始にあたって、私の意見 を申し述べます。

私は、東京地方裁判所で原告本人尋問として証言台に立つ時間をいただき、元原発技術者としての私の知識経験に基づいて、新安保法制法が日本にもたらした危険について、詳細に述べさせていただきました。

私の本人尋問に対し、当時の東京地裁の担当裁判官 の方々は熱心に耳を傾けていただいたように私には感 じられました。

ところがいざ、判決が出てみると、私の尋問の内容はおろか、原発に対するテロの危険性についても一言も触れられておりませんでした。私は大きく落胆しました。そして、実際に戦争になって弾が飛んで来なければ危険はない、と述べた東京地裁の裁判官の感覚に、驚きを覚えるとともに、原発に対する攻撃の恐ろしさについて何も理解していただけなかったのだと感じました。

原発の爆発・メルトダウン、それに伴う大量の放射性物質拡散によって生じる損害は、核爆弾と同等、いやそれをはるかに超えるものであることは、チェルノブイリ事故と福島第一原発事故がそれを実証しています。そして、原発がテロ攻撃に遭遇したらどうなるかについては、日本国内でも 2011 年よりはるか前から真剣に検討されていました。

リスクマネージメントの理論では、リスクは、「損害の大きさ×損害の生じる確率」として量的に表現され、それに基づいて議論されています。原発への攻撃

によって生じる損害は、通常の事故や災害に比べてみ ても、桁違いです。

私が尋問で指摘したように、例えば浜岡原発が福島 第一相当の爆発を起こしたら、東海道新幹線、東海道 本線、新旧東名高速道路など日本の物流経済の要衝は 数ヶ月ストップせざるを得ず、莫大な損害が生じます。

私たちの世代の設計技術者の考え方は、「(略)原子力安全の目標は、"通常運転中は勿論、あるとは思えないような仮想的事故の発生を想定しても、敷地外の一般公衆には放射線による障害・災害を及ぼさない"ことである。(以下略)」(内田秀雄、機械工学者の回想、原子力安全研究協会、1997.11、p183-184)というものでした。

もちろんそれは、新安保法制法制定前のことです。 新安保法制法の制定、施行は日本を取り巻く安全保障環境を一変させました。2017年の北朝鮮危機では北朝鮮と米国は一触即発というところまで行き、自衛隊は米国とともに北朝鮮を軍事的に威嚇する行動を行いました。日本国内には何度もJアラートが鳴り響き、国民は直ちに地下に避難せよ、という政府のパンフレットが作成され配布されました。

さらに、今、政府内で「敵基地攻撃能力」の獲得が 議論されています。それが憲法9条に違反すること は当然のことですが、仮に日本が先制攻撃をする、と いうことになったら、対象国がそれに対抗するために 取るであろう手段が、日本各地の沿岸部にある原発を 狙った攻撃であることは間違いありません。原発への 攻撃は、最小の攻撃力とリスクによって、最大の効果 を発揮するからです。仮に攻撃が炉心に至らなかった としても、建屋外の海水配管などを破壊するだけで、 冷却材喪失による重大事故を簡単に引き起こすことが 可能です。敢えて原発への攻撃を誘うような日本政府 の姿勢は、私たち原発をよく知る技術者にとっては、 自殺行為以外の何物でもありません。

ところで、原発の問題について言えば、2020 年 12 月 4 日、大阪地方裁判所が、大飯原発の新規制基準に基づく設置変更許可処分を取り消して運転の差し止めを認める判断をしました。これは簡単に言うと起こり得る地震の規模について、平均値に基づいた対処をすれば十分、とした国の主張を排斥し、平均より大きくなる「ばらつき」を想定した上乗せをしないで安全とした規制委員会の審査には、「看過しがたい過誤・欠落がある」という判断でした。極めて的確な裁判所の判断であったと思います。

地震は災害ですが、戦争は人災です。新安保法制法 によって、日本は自ら戦争をしないという憲法9条を 放棄して、戦力行使の引き金を米国に預けてしまいました。米軍とともに行動する自衛隊の指揮権は米軍にあります。それなのに、今は日本が戦争当事国ではないから日本は安全、安心だ、などというのは全くのまやかしでしかありません。

事故が起きてからでは取り返しがつかない、そのことをチェルノブイリ、そして福島第一が教えています。今私たちが危機に対処する正しい選択をしなければ、私たちは次の世代にこの日本を自然豊かな美しい姿のままで残すことはできなくなります。

高等裁判所の裁判官の皆様には、原発が標的とされた ら何が起きるのか、どうか想像していただきたいと願い ます。